

住民投票と拘束力

イントロダクション

住民投票とは、ある地域の住民が投票を行って意思決定を行うことをいう。たとえば、産廃処理施設や原発施設などをその地域に建設するかどうかについて、住民の意向をうかがうために住民投票が行われたことがある。住民投票は、住民の意思を直接示すことができることから**直接民主主義***1の要素が強い。もっとも、憲法は一般的な住民投票制度について何も規定しておらず、95条が特別法制定時に住民投票を要求しているだけである。住民投票にはいくつかの方法があるが、そのうち地方自治体が自主的に行う住民投票が注目されている。この方法は、その地域で重要な政策を決める場合に行われるので、それに対する住民の意識も高い。ところが、この方法は地方自治法との関係で法的拘束力がないと考えられているため、自治体が住民投票の結果と異なる政策を選んだ場合、住民の意思をないがしろにしているのではないかという問題が生じる。

住民投票 ⇄ 地方自治法

Q 住民投票に法的拘束力を持たせることは妥当か？

- ① 法的拘束力を持たせるべきである
- ② 法的拘束力を持たせるべきではない
- ③ 法改正などを行えば法的拘束力を持たせることができる

国会の対応

地方自治体が自主的に住民投票を行う場合、自治体が投票資格を自由に決めることができるため、外国人にも投票権を与えたり、20歳未満の者に投票資格を与えたりすることもできる。多くの場合、地方自治体は住民投票条例を制定し、それに基づいて住民投票を行う。もっとも、住民投票に法的拘束力を持たせると、首長や議会の決定による統治システムを規定している**地方自治法**に反するおそれがあるため、住民投票の結果は法的拘束力を持っていないと考えられている。

国会 → 首長や議会の決定に基づく統治
地方自治法

裁判所の判断

住民投票の法的拘束力をめぐって裁判になったのが、名護市の基地移転に関する住民投票結果を市長が無視したという事案であった。米軍の普天間基地にあるヘリポートの移転先に名護市が候補に挙げたことから、名護市の住民は反対運動を開始し、その賛否を問う住民投票を行うための条例制定を請求した。その結果、住民投票を行う条例が制定され、移転の賛否を問う住民投票が行われ、反対が過半数を占めた。しかし、名護市長はその後首相と会談し、移転の受け入れを受諾して辞職した。そのため、住民は住民投票の結果を無視した市および市長に対して損害賠償請求の裁判を提起し、住民投票には法的拘束力があると主張した。2000年5月、裁判所は、住民投票に法的拘束力を認めると**間接民主制**を規定する現行法に反することになるとして、訴えを退けた。

裁判所 ⇄ 住民投票の結果を無視（市長）
合法

COMMENT

住民投票は住民の意思を直接表すものであるから法的拘束力を持たせるべきだとする意見がある。実際、外国では、アメリカのようにレファレンダム（住民投票）に法的拘束力を持たせる国もある。だが、日本では、現在の法的構造を変えなければ住民投票に法的拘束力を持たせることは難しいだろう。

もっとも、名護市の住民投票の事例では、住民投票の結果を無視した市長は辞職に追い込まれていることからわかるように、住民投票による民意の力は侮りがたいものがある。住民投票の結果が無視された場合、首長が辞職するケースが慣行化すれば、住民投票はかなり強い力を持つことになる。また、辞職しない場合にはリコール（解職請求）を行うなどの手段もあり、住民投票を他の統治システムと連動させて活用していくことも注目される。

*1…市民が代表者を介さずに直接政治決定を行うことをいう。それとは反対に、代表者を介して政治的決定が行われることを間接民主主義という。